

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社
(コード番号 4849)
代表者役職氏名 代表取締役社長 越智通勝
本 社 所 在 地 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
問 合 わ せ 先 管 理 部 長 神 田 康 一
電 話 番 号 03 - 3342 - 3386

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は平成16年3月3日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年3月30日開催予定の当社第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、かつ有能な人材の確保に資することを目的として、当社の従業員ならびに当社取引先の取締役及び従業員に対して、以下の2.に記載の要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式3,000株を上限とする。

なお、下記(2)により、付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

3,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、発行日後、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、株式分割の場合は割当基準日の翌日に、株式併合の場合は効力発生日に、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場の当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる)または発行日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。

なお、1株あたりの払込金額は、発行日後、当社が株式の分割または併合を行う場合、株式分割の場合には割当基準日の翌日に、株式併合の場合は効力発生日において、分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、発行日後、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新規発行または処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成18年4月3日から平成26年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員または従業員となった場合には権利行使を認める。

当社の取引先の取締役及び従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員または従業員であることを要する。ただし、当社の役員または従業員となった場合には権利行使を認める。

その他条件については、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づく。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受ける者が、前記(6)に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなったときは、新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成16年3月30日開催予定の当社第4回定時株主総会において、本件議案が承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上